

令和 8 年 第 2 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 8 4 号

令和 8 年第 2 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 2 0 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和 8 年 6 月 1 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和 8 年第 2 回まんのう町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）午前 9 時 3 0 分 開会

出席議員 1 4 名

1 番 新 開 洸太朗	2 番 森 敬
3 番 橋 田 明 夫	4 番 真 鍋 泰二郎
5 番 石 崎 保 彦	6 番 鈴 木 崇 容
7 番 常 包 恵	8 番 京 兼 愛 子
9 番 川 西 米希子	1 0 番 合 田 正 夫
1 1 番 三 好 郁 雄	1 2 番 白 川 正 樹
1 3 番 松 下 一 美	1 4 番 大 西 樹

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

3 番 橋 田 明 夫	4 番 真 鍋 泰二郎
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦	事務局課長補佐 横 関 智 之
----------------	-----------------

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之	総 務 課 長 朝 倉 智 基
企画政策課長 鈴 木 正 俊	地域振興課長 河 野 正 法

税 務 課 長	黒 木 正 人	住 民 生 活 課 長	松 本 学
福 祉 保 険 課 長	山 本 貴 文	健 康 増 進 課 長	溝 淵 浩 一
農 林 課 長	藤 原 道 広	建 設 土 地 改 良 課 長	川 原 涼 二
地 籍 調 査 課 長	平 田 浩 二	会 計 管 理 者	森 薫
琴 南 支 所 長	黒 川 哲 也	仲 南 支 所 長	丸 山 晃 弘
学 校 教 育 課 長	橋 田 勇 人	生 涯 学 習 課 長	末 久 誠

○大西樹議長 おはようございます。

昨日、気象庁より台風16号の影響についての発表がありました。台風6号は暴風域を伴いまして、強い勢力で2日、3日、四国地方に接近する予報でございますので、住民の方々も十分気をつけていただきたいと思います。

そしてまた、それに伴いまして、新しい防災気象情報が5月29日から運用されておりますので、議員の皆様も新たに確認をもう一度よろしくお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

栗田町長。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

本日ここに、改選後、初めてとなります6月定例会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議長からお話がありましたように、台風6号の今後の進路が非常に気になる場所ではありますが、町といたしましては、万全の態勢を取って望みたいと思っておりますが、被害のないことを願っております。

現在、我が町を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、そして地域経済の活性化など、多くの課題に直面いたしております。しかしながら、私たちはこれらの課題を乗り越え、町民の皆さんが住んでよかった、これからも住み続けたいと思える活力あるまんのう町を次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

本定例会には報告1件、議案3件、選挙1件を上程させていただいております。議員の皆様方におかれましては、それぞれの立場から貴重な御意見をいただき、町政の発展のために活発な御議論を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程等は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

議会事務局長。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係についてでございます。

町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案3件並びに地方自治法施行令第146条の規定に基づく令和7年度まんのう町繰越明許費繰越計算書の報告があり、これを受理いたしました。

また、選挙関係につきましては、まんのう町選挙管理委員会より、任期満了に伴う地方自治法第182条第8項の規定による通知1件があり、これを受理いたしました。

次に、組合議会関係についてでございます。

香川県中部ボートレース事業組合議会及び中讃広域行政事務組合議会において定例会並びに臨時会が開催され、一般会計補正予算ほかについての審議報告がありました。

次に、監査関係についてでございます。

監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告があり、一般会計並びに特別会計の収支、基金出納状況及び現金保管状況の検査結果について、いずれも適正に処理されているとの報告がありました。

なお、参考資料として毎月の収支月計、基金出納状況及び現金保管状況の確認調書を添付しております。

以上、申し上げました報告等につきましては、タブレットに掲載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

また、陳情書関係につきましては、3月定例会以降、1件の陳情書の提出がありました。議会運営委員会で審議した結果、議長預かりとすることとなりましたので、写しをタブレット請願・陳情書フォルダに掲載し、配付に代えさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員会、三好委員長。

○三好郁雄議会運営委員長 議会運営委員会の報告を申し上げます。

5月29日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、第2回定例会の運営につきまして慎重に審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から6月11日までの11日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 総務建設常任委員長

日程第7 報告第1号 令和7年度まんのう町繰越明許費繰越計算書について

日程第8 議案第1号 まんのう町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について 総務建設常任委員会に付託

日程第9 議案第2号 まんのう町公告式条例の一部改正について 総務建設常任委員会に付託

日程第10 議案第3号 令和8年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号 総務建設常任委員会に付託

日程第11 選挙第1号 まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
一般質問は6月2日、3日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、橋田議員、4番、真鍋議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○大西樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

日程第4 町政報告

○大西樹議長 日程第4、町政報告を行います。

栗田町長。

○栗田町長　それでは、３月定例会以降の町政報告をさせていただきます。

２０２６年に入りまして、２月末に発生したアメリカ・イスラエルによる対イラン軍事行動により、地政学的情勢は一変しております。４月から一時的な停戦期間に入っていますが、アメリカによるイラン主要港の海上封鎖は継続中であり、イランはこれに対し、ホルムズ海峡での通商破壊等で応戦しておりまして、決定的な解決策が見えないまま持久戦の様相を呈しているようでございます。

このイラン情勢の悪化は世界経済の前提を根底から覆しています。ホルムズ海峡の封鎖リスクにより原油価格は暴騰し、世界的なインフレの再燃危機に直面しております。また、航空・船舶ともに中東ルートを回避するため、物流コストが急騰し、特にエネルギー依存度の高い欧州や日本にとって、２０２６年後半に向けた物価上昇圧力が最大のリスクとなります。

日本にとりまして、このイラン情勢は生活に直結する課題となっています。アメリカの要請による中東への自衛隊派遣の是非が高市政権にとって最大の政治的論点となっていることに加えまして、石油を原材料とする資材の不足、また、ガソリン・電気代の再高騰は電気・ガス料金にも影響し、ようやく上向き始めた個人消費に冷や水を浴びせる形となり、税収面や町民の生活におきまして、対岸の火事では済まされなくなってきております。

こうした状況において、当町の財政に目を向けますと、令和７年度のまんのう町の財政状況は、一般会計の決算見込額歳入１２４億３，３７９万円、歳出１１９億９，９８９万円で、翌年度への繰越事業の財源７，２８１万５，０００円を差し引くと、実質収支の決算見込額は３億６，１０８万円となりました。

それでは、分野ごとに町政の報告をさせていただきます。

初めに、本町の人口についてでございます。

３月末現在の住民基本台帳人口は昨年同期と比べまして２８９名減の１万６，７２５人となっております。そのうち６５歳以上の高齢者は１１人減となりましたが、高齢化率は３８．８５％と昨年同期比０．６ポイント増加し、令和７年度発表の香川県の３２．９％、総務省発表によります全国の２９．４％を大きく上回り、人口減少の流れの中、高齢化は継続傾向となっております。

また、マイナンバーカードの普及についてですが、令和８年１月より交付開始から１０年、カードの更新時期を迎える方も増えており、令和８年３月末現在で有効なカードの取得率は８３．６８％となっており、町といたしましては、スムーズな更新手続とさらなる普及啓発に努めてまいります。

次に、防災関連についてでございます。

水防活動につきましては、１０年ぶりに土器川総合水防演習が開催され、消防団員や自主防災会が参加し、水防活動の普及啓発を図りました。

また、今年度から地震発生時の電気火災を防ぐため、感震ブレーカー設置促進補助事業を開始しております。あわせて、家具類の転倒防止器具の購入の補助事業や災害発生時に活用できる災害時協力井戸の登録を推進し、町民の防災意識の底上げを図り、地域全体の防災・減災対策を進めてまいります。

次に、交通安全対策関連についてでございます。

本年の香川県内での交通死亡事故件数は4月30日現在で3人であり、昨年同期と比べ4人減少しておりますが、昨年の交通事故死は20人で、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト32位であり、改善は見られますが、引き続き、死亡事故ゼロに取り組んでまいります。

今後は高齢者、夜間、横断中という死亡事故の特徴を鑑み、反射材の啓発を中心に、各関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に、男女共同参画の推進についてでございます。

男女共同参画推進講演会を6月20日土曜日、午前10時より四条公民館で実施の予定でございます。

次に、人権啓発・擁護の推進についてでございます。

令和8年度につきましては、人権・同和の研修を町職員に実施を行い、様々な取組を進めております。

次に、情報通信基盤整備事業についてでございます。

増大する通信需要に対応するため、設置から20年が経過した美合、琴南、仲南、各サブセンターの通信設備の更新を実施してまいりました、その最終といたしまして、本庁舎にある情報センターの更新工事を行ってまいります。

次に、交通対策事業についてでございます。

まんのう町地域公共交通活性化協議会を開催し、地域公共交通確保維持として路線バスの美合線及び炭所線で事業評価等を行い、国庫補助事業を活用しながら計画を実施できるように努めてまいります。

次に、地方創生関連についてでございます。

まず、ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）についてですが、令和7年度の寄附額は約1億5,400万円を超える寄附額となっており、対前年度10.13%増と、年々、右肩上がりに着実に伸びております。返礼品が広く周知されるようになってきていること、返礼品目の増加やイベント等においてまんのう町のPRによる宣伝の効果が十分発揮されているものと思われま。

ひまわり事業につきましては、今年度の栽培面積は約11ヘクタールを予定しております。昨年は近年にはなく豊作であり、ひまわりまつりも盛大に行われました。

播種時の鳥の被害対策については、不織布を張ることで解決できましたが、収穫前の被害対策は本年度も検討していきたいと考えております。

7月には黄色のヒマワリが咲き誇り、大勢の観覧者がまんのう町においでになることを

期待いたしております。

移住・定住の推進を図るため実施しております若者住宅取得補助事業、地域木材利用促進補助事業、水道給水管布設工事補助金制度につきましても好調であり、移住・定住施策に一定の成果をもたらしているものと考えております。

まんのう町定住者大学等奨学金返還支援補助金の交付についても順調であり、令和7年度は101件の申請、929万7,000円の交付実績となり、定住者への支援として大きな成果を上げているものと考えます。

次に、商工関係についてでございます。

物価高騰対策として、本年度は1人当たり1万5,000円分の「まんのう町地域応援商品券」の無料配布を実施しています。本年度はゆうパックにより配送されました。現在、郵便局による配送は終了しており、不在等により受け取りのできていない方は役場地域振興課まで受け取りにおいでください。

また、地域応援商品券の受け取り期限を7月31日までとしており、使用期限につきましては、12月31日までとしておりますので、御注意ください。

次に、観光関係についてでございます。

4月26日には国営讃岐まんのう公園で「春らんまんフェスタ・まんのうの日」を開催いたしました。戦隊ヒーローショーやパフォーマンส์ショー、讃岐まんのう太鼓などが行われ、家族連れでにぎわいました。昼から天候が悪くなり、雨が降ったことの影響などにより入場者は昨年より少なく、3,357人でした。

次に、農林業関係についてでございます。

令和7年3月18日に策定いたしました農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画につきましては、策定から1年経過いたしました。これまでの地域別農業者座談会で積み重ねてきた農業課題を共有し、農業振興をさらに深化させるために、町農業委員会が主催となって、3月19日に町民ホールで「まんのう町農地利用最適化推進大会」が開催されました。大会には町内の主要な農業経営者約150名の方々が参加されまして、農地集積の新たな手法や香川県農業農村基本計画のほか、再生二期作主食用米の栽培管理について情報共有がなされました。農業委員会からは多くの参加者から高い評価を受けているとの報告がありましたので、今後につきましても、こういった先進的な取組を推進して、農業に関する地域計画のブラッシュアップにつなげてまいりたいと考えております。

また、この地域計画の策定に併せて香川県が独自に実施しております「多様な農業人材経営計画認定制度」で、まんのう町からは令和7年度末現在で14名の方が認定を受けております。今後もこの制度は継続されますので、地域の農業を担う方々を中心に積極的に活用して、補助事業などへの取組を推進してまいります。

さらに、「みどりの食料システム法」に基づいて制度化されました「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定、いわゆる「みどり認定」につきましては、令和7年度に9名の方々が新たに認定を受けられて、現在、13名の方々が温室効果ガスの排出量の削減や化

学肥料・化学農薬の低減などに取り組んでおられます。「みどり認定」されました方は補助事業の採択で優遇されるなど、様々な優遇措置が利用できることから、農家の皆さんにとって大変メリットがありますので、本制度も積極的に推進して、循環型農業の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、森林関係についてでございます。

昨年度末に今年度からの5か年計画であるまんのう町森林整備計画を策定いたしました。その中で昨年末からの少雨による本町での渇水の経験を踏まえ、水源林としての森林保全の重要性から、特に集水面積が小さな水源地域については、長伐期施業を行う区域にゾーニングするなど、本町の地域特性を考慮した計画的な森林整備を推進してまいります。

また、成熟しつつある森林資源についての利活用につきましては、森林資源の集積状況などを踏まえた地域ごとのゾーニングを行い、町内の森林組合等と連絡調整を行いつつ、具体的な搬出間伐などの森林整備計画や、それに向けての森林所有者の意向調査などの取組を検討してまいります。

続いて、国指定特別天然記念物「コウノトリ」の現状について報告いたします。

3月末にはコウノトリの剥製が完成し、4月6日から役場ロビーにて剥製の展示に併せてパネル展を開催中でございます。

また、営巣地につきましては、今年も2月に入り頻繁に巣に戻っている親鳥の姿が見られ、3月17日に産卵し、4月18日に無事にふ化することができて安心いたしました。現在はひなに親鳥が一生懸命餌を与えながら育てている姿が見られます。これから順調にひなが大きくなりましたら、無事に巣立つことができるよう大切に見守っていきたいと考えております。

営巣地では、「まんのう町コウノトリを見守る会」の方々に周辺のパトロールや見学に来た方への注意喚起など、積極的に保護活動をしていただいておりますので、行政の体制も整えて活動を支援させていただきたいと考えております。

さらに、町内の子供たちを対象とした観察会の開催や、愛称募集などを通じて子供たちの心を育む活動に取り組み、加えて町ホームページにコウノトリの紹介ページを掲載するなどして、まんのう町の豊かな自然環境を町内外にアピールしたいと考えております。

次に、福祉保険関係についてでございます。

昨年取り組みました「香川県認知症共生社会実現に向けた支援モデル検討事業」の実績に基づきまして、本年度は認知症とともに希望を持って暮らせるよう、認知症理解を深める普及啓発に取り組んでまいります。

次に、健康増進関係についてでございます。

5月に入り、集団健診及び人間ドックが始まっております。集団健診では混雑緩和と待ち時間短縮のため、時間と人数を制限して日時指定で実施しております。

また、就学前の発達段階における支援ニーズの早期把握に努めるため、今年度より5歳児健康診査を新たに開始いたします。

予防接種事業では、4月より高齢者帯状疱疹ワクチン接種事業、高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業が始まっております。対象の皆様には案内をお送りしておりますので、接種の御検討をお願いいたします。

また、今年度より乳児におけるRSウイルス感染症の重症化予防のために、妊婦さんに対する母子免疫ワクチンの定期接種事業が開始されております。

次に、学校教育関係の教育内容の充実についてでございます。

まず、満濃中学校における標準服の導入状況についてでございますが、今年度は来年度の本格導入を見据えた中間年となっております。4月8日に行われました入学式では、新入生163名の9割以上の生徒が新しいブレザーに身を包み、新たな門出を迎えたことを大変うれしく思っているところでございます。

続きまして、こども園につきましては、一昨年度導入したICTによる「保育業務支援システム」が本格稼働し、保育者の業務の効率化を図りながら、お預かりしております園児に対する保育並びに教育の質の向上に引き続きつなげてまいります。

次に、教育環境の整備につきましては、昨年度、国のGIGAスクール構想によって整備した1人1台端末が耐用年数を経過したことを受け、本年度よりiPadからChromebookへ機器変更し、本格運用が始まったところでございます。次代を担う本町の児童生徒が他の自治体の児童生徒に後れを取ることなく学ぶことができるように、教育環境の充実を図ったものでございます。

次に、生涯学習関係についてでございます。

国際交流・台湾派遣事業につきましては、3月5日から8日までの4日間の日程で、まんのう町出身の大学生4名と職員2名が台湾の屏東大学を訪れ、台湾の文化や歴史体験を通じて、屏東大学の学生、ホームステイ先の皆様との交流を深めました。

また、交流事業といたしましては、7月13日から16日までの4日間、未来を担う屏東大学の学生がまんのう町を訪れ、満濃中学校での体験学習やホームステイを通じて地域住民の皆様との絆を深めます。また、今回初めて取り組みました香川大学と連携した交流事業を実施いたします。

次に、国の名勝に指定されました「満濃池」において、保存活用計画書に基づき、満濃池の広大な水面と巨大な堰堤を一望できる神野神社の鳥居付近「視点場①」の整備を行います。神野神社の伝統的なたたずまいと満濃池の広がり調和する空間を創出できるよう、本整備を通じて地域住民や参拝者の皆様が満濃池の魅力を再発見し、歴史と景観を味わう拠点となることを目指しております。

次に、まんのう町文化財保存活用地域計画の2年目は、初年度に示した策定スケジュールや章立てに基づき、実態調査、保存・活用のための具体策の立案及び地域住民への周知、ワークショップ等を行います。文化庁の認定を目指しつつ、地域文化財の維持と利活用計画を固める重要な準備期間となりますので、関係機関と連携し、取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、3月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

○大西樹議長 町政報告を終わります。

日程第５ 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第５、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会、松下委員長。

○松下一美教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る５月１８日、午前９時３０分より、全員協議会室において、委員全員、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

初めに、住民生活課より、主要行事、戸籍・住基関係及び環境関係について報告がありました。

委員より、今後の人口予測について質疑があり、執行部より、合併当初は約２万人であったが、現在は約１万６，７００人となっている。推計では２０５０年には約１万１，０００人となる見込みであるとの答弁がありました。

委員より、イラン情勢等によるナフサ不足で自治体のごみ袋が不足するとの報道があるが、本町の在庫状況や買占め等の懸念はないのかとの質疑があり、執行部より、通常の使用量であれば約１年分の在庫がある。順次作成・購入予定だが、業者から材料の不足や価格高騰の話を聞いているため、予算内で数回に分ける等の対策や材質の変更も検討する。また、買占め等の状況はないとの答弁がありました。

委員より、中讃広域管内の２市３町でごみ袋の統一化について協議は行われているのかとの質疑があり、執行部より、担当者会で協議しているが、材質や種類の面で意見の統一が図れていない状況であるとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、各係及び地域包括支援センターの行事報告と、その他事業の実績報告がありました。

委員より、子ども家庭センターに関する各課との打合せ状況について質疑があり、執行部より、立ち上げの際に受け持つ事業の整理、中心となる課の選定、人員配置、住民への周知方法、他の自治体の状況調査、補助金の今後の流れ等を協議しているとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事業等の報告、中讃圏域健康生きがい中核事業（かんたんフィットネス）の利用実績、温泉バスの利用実績、子育て支援サービス事業の実績について報告がありました。

委員より、今年度実施する５歳児健診の体制と開始時期について質疑があり、執行部よ

り、町内各園を巡回して母子担当保健師等が行動観察を行い、後日、かりん健康センターにて専門医師による健診を実施する。事後のカンファレンスは医師・保健師等で行う。現在は各園に調査票の記入をお願いしている段階であり、実際の健診はそれ以降になるとの答弁がありました。

委員より、温泉バスの利用状況等について質疑があり、執行部より、利用者が固定化しており、先細りが予想される。また、車両が老朽化しており、いつ故障してもおかしくない状況である。今後はバスを管理する各部署及び財政部局で協議し、車両の小型化など、利用人数に応じた運行形態を模索したいとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、2月・3月・4月の行事報告、5月1日現在の町内園児・児童・生徒数について報告がありました。

委員より、町内の待機児童数について質疑があり、執行部より、年度当初の待機児童はいない。年度途中についても待機児童がないように対応していくとの答弁がありました。

委員より、5月6日に福島県で発生した部活動のバス事故を踏まえ、本町における部活動の移動用バスの運行管理等について質疑があり、執行部より、当該バスは町所有で、運転業務は有限会社琴空バスに委託している。また、万が一、事故が発生した際にも連絡が取れる体制となっているとの答弁がありました。

また、委員より、バスの運行を委託している場合、責任の所在が曖昧になってくる。今回の事故を教訓として、もしものときの責任の所在がどうなるのかを確認しておけば、今後に役立つのではないかと意見がありました。

委員より、高篠小学校の駐車場が完成し、保護者より喜ばれているが、駐車場で危険な状況も見受けられるとの声があるので、防犯カメラの設置を検討してはどうかとの意見があり、執行部より、現場を調査し、検討したいとの答弁がありました。

委員より、「こども誰でも通園制度」の受入れ時期等について質疑があり、執行部より、現在、長炭こども園で準備を進めている。受入れは9時から11時の2時間で、アレルギー問題もあることから、食事の提供はせずに水分補給のみとする。詳細は6月上旬をめどに議会へ報告と住民に周知を予定しているとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況について報告がありました。

委員より、文化財保存活用地域計画策定支援業務の入札種別について質疑があり、執行部より、指名競争入札であり、5社を指名したところ、2社が辞退したため、3社での入札となったとの答弁がありました。

委員より、スポーツセンターまんのうの会議室利用が大幅に伸びている理由について質疑があり、執行部より、令和7年度に全国高等学校総合文化祭の会場となったためであるとの答弁がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター及び琴南総合センターの利用状況、窓口業務受付件数、内科診療所・歯科診療所の診療状況について報告がありました。

委員より、診療所の医師が交代しているが、新しく着任した医師の勤務期間について質疑があり、執行部より、自治医科大学出身の医師は、修学資金貸与制度に基づき、知事が指定する僻地等の指定公立病院等において一定期間勤務することで返還が免除されることになっている。本町の診療所もこの制度により医師の派遣を受けており、着任した新しい医師についても期間途中の段階であり、今後、複数年にわたり勤務をしていただけたらと思うとの答弁がありました。

委員より、綾川町では派遣の医師ではなく、町独自で医師を雇用している。本町においても独自雇用はできないかとの意見があり、執行部より、現時点で町独自の雇用は厳しいが、住民の視点に立てば、長く勤務する医師との信頼関係や安心感は重要である。今後は県の派遣制度を有効に活用しつつ、町独自の医師確保策も併せて検討し、総合的な見地から医療体制の維持・充実に努めていきたいとの答弁がありました。

最後に、仲南支所より、事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績、福祉バス利用状況について報告がありました。

委員より、支所の業務で重要視しているものは何かとの質疑があり、執行部より、本庁の代わりの窓口として様々な事業・業務に精通している職員の配置が必要である。住民からの相談を適切に担当課へつなぐため、本庁と連携し、業務に当たる必要があると考えているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（総務建設常任委員長）

○大西樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

総務建設常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会、石崎委員長。

○石崎保彦総務建設常任委員長 それでは、総務建設常任委員会の委員長報告を行います。

去る5月19日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務建設常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、総務課より、各事業報告や令和8年4月19日執行のまんのう町議会議員選挙結果などの報告と、令和8年5月29日より運用開始の新しい防災気象情報についての説

明がありました。

委員より、まんのう町議会議員選挙における琴南支所の期日前投票所について、事前広報の在り方及び実施日数の拡充に関する質疑があり、執行部より、選挙管理委員会で協議し、投票者の利便性向上及び利用者の増加を図るべく検討するとの答弁がありました。

委員より、選挙運動期間中のコウノトリの保護に配慮した対応について質疑があり、執行部より、琴南支所及び農林課と連携を図り、时期的な要因等も考慮した上で保護活動に支障のないようしっかりと対応したいとの答弁がありました。

委員より、救急車の利用に関し、不適切な事例は見受けられないかとの質疑があり、執行部より、不適切な利用を行う者については南部消防で把握している。当該者からの出動要請があった場合には、正当な要請であるか否かを慎重に判断し、対応を行っているとの答弁がありました。

委員より、業務量が増加する中で職員数は足りているのか。また、超過勤務の発生など、職員の負担増加について懸念はないのかとの質疑があり、執行部より、定年延長により、今後は正規職員数が増加する見込みである。正規職員の業務を補完する会計年度任用職員を含めた全体的な配置で見れば、業務量と職員数は妥当な範囲内で推移するものと考えているとの答弁がありました。

委員より、新たに運用が始まる防災気象情報について、変更内容を住民に周知するとともに、ハザードマップなど町内の危険箇所の周知を再度行ってはどうかとの質疑があり、執行部より、周知については、広報まんのう5月号へ掲載済みであり、今年度の町政懇談会でも説明を予定している。また、ハザードマップについては、今期に更新を予定しており、分かりやすい周知、啓発についても研究を進めていくとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、出資法人2社の令和7年度第3四半期の事業報告と、コミュニティ・自治会関係、交通対策関係などの報告がありました。

委員より、現在の「あいあいタクシー」及び「福祉タクシー」の利用状況をどのように評価しているのか。また、事業の必要性についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、人口減少の影響もあり、利用状況は全体として減少傾向にある。しかしながら、交通弱者の方々の移動手段を確保するという観点から、必要不可欠なものと認識しているとの答弁がありました。

また、委員より、現在の限定された利用条件による不便さや居住地域間での利用距離の不公平感が生じている。今後、モビやライドシェアの活用を拡大する考えはあるのかとの質疑があり、執行部より、日本版ライドシェアの導入について、令和7年度に近隣タクシー事業者3社と意見交換を行ったが、現時点では前向きな回答は得られず、検討を中断している。その後、タクシー事業者の再編等もあり、ドライバー不足は深刻なものの車両台数は微増傾向にあるため、状況を注視している。今後は、再度、タクシー事業者と協議の場を持ち、地域公共交通活性化協議会等の場でも、引き続き、検討課題として取り上げていきたいとの答弁がありました。

委員より、一般財団法人琴南振興公社の経営状態について質疑があり、執行部より、公社独自で各イベント等を計画・実施し、改善に向けた努力している。現時点で直ちに経営上の懸念があるとは考えていないが、イラン情勢等による原油価格の高騰が温泉事業の運営に与える影響について注視していく必要があるとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和8年度の固定資産税の調定額及び種別調定額の推移や、令和7年度町税等の収納状況などについて報告がありました。

委員より、大型機械の導入による納税額の増収について質疑があり、執行部より、償却資産については個々の企業で増減があるが、今期に関しては町内製造業者における大規模な設備投資があったことが主な要因であるとの答弁がありました。

委員より、不動産の相続が発生した際、相続人に対する徴収において未納等が発生する懸念はないかとの質疑があり、執行部より、納税義務者数は減少しているが、調定額自体は増加しているのが現状である。各相続人の個別の状況を確認しながら適切に対応しているとの答弁がありました。

委員より、滞納者に対する徴収対応について質疑があり、執行部より、預貯金や給与、保険の解約返戻金、不動産等の差押えを順次実施している。また、町単独での徴収が困難と判断されるもの等については、中讃広域へ委託しているとの答弁がありました。

次に、会計室より、現在、令和7年度の出納整理期間中であり、出納閉鎖及び決算に向けて鋭意取り組んでいる。また、前回の出納検査以降の出納状況については、いずれも適正に処理されていると監査委員より報告を受けたことの報告がありました。

次に、地籍調査課より、行事報告、地籍調査進捗率、現地調査計画図などの報告がありました。

次に、農林課より、農業委員会、農業振興関係などの行事報告やコウノトリに関する報告などと、猛暑に適応する米の新品種の説明がありました。

委員より、町としては「みどり認定」を受ける農業者を推進し、減農薬や減化学肥料といった環境に配慮した農業を支えていく方針はあるのかとの質疑があり、執行部より、みどり認定者は今後も増やしていきたいと考えているが、まずは有機農法等が地域でどれだけの広がりを見せるかを注視している。現状ではそれらの農法に取り組み、農業所得が安定するという実態を優先する必要がある。今後は個々の取組からグループ化への進展を見守りつつ、地域循環型農業の確立を目指して対応していきたいとの答弁がありました。

委員より、猛暑適応型の「にじのきらめき」を導入し、収穫した場合、市場でさばけるのかとの質疑があり、執行部より、現在、まんのう町産の主食用米は非常に人気が高く、JAからも直売所等では町内産から先に売り切れると聞いている。導入を検討している「にじのきらめき」は暑さに強く、食味がよく、かつ、丈が短いため、作業負担が軽減できる品種であり、今後、県が1年間の栽培調査等を行ってからになるが、町としても期待しているとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、主なため池の貯水状況、下水

道・農業集落排水事業関係などについて報告がありました。

委員より、小規模のため池関係者から補給水を流してほしいとの要望は寄せられていないかとの質疑があり、執行部より、数件の問合せをいただいている。しかしながら、補給しても安全を確保できる施設整備がされていないため池については対応が難しい。町としても可能な限り協力はしたいが、最終的な可否については水利組合の判断になるとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊、若者住宅取得補助、移住・定住事業などの報告と、琴南総合センターに開設される「ココステーション」及び有限会社仲南振興公社のサウンディングについて説明がありました。

委員より、地域おこし協力隊の体制と今後の運用方針について質疑があり、執行部より、地域おこし協力隊は地域振興課に配属しているが、課に固執するものではなく、必要に応じた柔軟な配置を考えている。現在、主要事業である「ひまわり関連」や「空き家対策」で隊員を募集中だが、応募状況は芳しくない。将来への不安等もあるかと思うが、間口は広げ過ぎず、まずは特定の事業に意欲のある方に就業していただきたい。また、現在活動中の2名については副業申請を認可し、任期終了後も本町へ定着できるよう後押しを行っているとの答弁がありました。

委員より、空き家対策については、これまで取り組んだ歳月を鑑みると、実績が低いのではないかと。町民の税金を投入する意義を再考し、思い切って民間に任せてはどうかとの意見があり、執行部より、空き家バンクの登録については様々な潜在的要因があり、実際の空き家件数に対して登録件数が伸び悩んでいるのが現状である。根本的な解決には多面的な課題があり、各課横断的な対応が不可欠である。町としてどこまで費用を負担すべきかという問題に加え、民間に任せる場合には、行政が保有する情報をどこまで提供できるかという問題があるため、慎重な判断を要すると考えているとの回答がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務建設常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第7 報告第1号 令和7年度まんのう町繰越明許費繰越計算書について

○大西樹議長 日程第7、報告第1号 令和7年度まんのう町繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第1号 令和7年度まんのう町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について御説明申し上げます。

まず、一般会計全体の令和7年度から令和8年度への繰越額は、翌年度繰越額の合計にありますように7億2,862万1,000円であります。財源内訳といたしまして、国庫支出金が2億4,874万7,000円、県支出金が3,659万9,000円、地方債が3億6,590万円、負担金などのその他の財源が456万円、一般財源が7,281万5,000円となっております。

次に、繰越事業の内容を御説明いたします。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費におきましては、交通政策費として高松琴平電気鉄道株式会社の新型車両購入補助金35万2,000円、かりん会館管理費として給水設備改修工事・給水ポンプ及び配管工事費の1,350万円、標準化システム等管理費として戸籍等の旧氏や振り仮名記載に伴うシステム改修費381万7,000円、地域づくり推進事業費として今月開催予定の「日本で最も美しい村」連合定期総会全国大会経費270万円、若者住宅取得補助事業として9件分の補助金1,000万円を繰り越しました。

第2項徴税費では、税務総務管理費として基幹系税システムの標準化対応に伴う家屋評価システムの改修費176万円を、第4項選挙費では、町長・町議会議員選挙費の510万円を繰り越しました。

第3款民生費、第1項社会福祉費におきましては、人権対策事業費として人権教育・啓発に関する基本計画の策定に要する経費として347万6,000円を繰り越しました。

第4款衛生費、第1項保健衛生費では、健康増進計画及び食育推進計画の策定業務の経費657万円を、第3項上水道費は県水道企業団への出資金として2,220万円を繰り越しました。

第6款農林水産業費、第1項農業費では、団体営推進事業費として農村地域防災減災事業において作付時期に対する影響があることから3,553万6,000円を、単県土地改良事業費につきましては、満濃東部2期地区及び長尾地区水路改修工事費として511万8,000円を、農道水路管理費につきましては、中讃南部大規模農道区画線修繕工事として同地域で実施する他事業との調整に伴い500万円を、県営等事業負担金につきましては、中山間地域総合整備事業における県の事業の遅れから2,629万4,000円を繰り越しております。

第2項林業費につきましては、地域木材利用等補助事業の補助金50万円を繰り越しております。

次に、第7款商工費、第1項商工費の物価高騰対策臨時地域応援商品券配布事業におきましては、2億4,795万5,000円の繰越額となっております。これは物価高騰に対する地域応援の一環として実施する商品券の配布事業費ですが、令和8年3月より配布を開始し、事業完了までに引換え期間等一定の期間を要することから繰越しとなりました。

企業誘致推進事業におきましては、吉野桶樋地区で進めております香川県森林組合連合

会の製材所を建設するための土地造成事業費として1億5,134万4,000円を繰り越しております。こちらは令和8年8月竣工予定となっております。

第8款土木費、第2項土木管理費の維持修繕事業費（仲南分）につきましては、水道管移設工事による設計変更に伴いまして1,975万9,000円を、県営工事負担金につきましては、県施工事業の繰越しに伴い215万4,000円を、単独町費事業費につきましては、町道改良事業として令和8年3月補正で計上した路線分の3,620万円を繰り越しております。

第9款消防費、第1項消防費の仲多度南部消防組合負担金につきましては、水槽付ポンプ車の入荷遅れに伴い5,422万7,000円を、消防団活動費につきましては、第8分団のポンプ自動車の入荷遅れのため3,630万円を、消防防災施設整備事業費につきましては、第11分団屯所整備事業において、旧東幼稚園解体後の跡地に建築する計画に変更となったことから3,875万9,000円の繰越しとなりました。

合計23事業で7億2,862万1,000円の繰越しとなっております。

以上、簡単ではございますが、令和7年度繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これをもって、報告第1号 令和7年度まんのう町繰越明許費繰越計算書についての件を終わります。

ここで、会議の途中ではありますが、休憩を取りたいと思います。議場の時計で10時45分までといたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○大西樹議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

日程第8 議案第1号 まんのう町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○大西樹議長 日程第8、議案第1号 まんのう町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の新規制定について提案理由を申し上げます。

地方自治法等の一部改正に伴い、町長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、

その職務行為につき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を条例において定めることができるようになりました。

近年、地方公共団体の長や職員に対し、1億円を超える損害賠償請求を命じる判決が全国的に発生しており、裁判官の補足意見においては、高額な賠償責任を認める判決により、柔軟な職務執行において萎縮が生じ、果敢な施策展開に支障が生じるといった指摘がされています。

以上のことを踏まえ、軽過失における損害賠償責任の追及の在り方の見直しを行い、積極果敢な行政運営を図るため、本条例を制定するものでございます。

なお、賠償の限度額は地方自治法施行令にて定められた基準のとおりとしております。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務建設常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第2号 まんのう町公告式条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第9、議案第2号 まんのう町公告式条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町公告式条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

地方自治法第16条には、「公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない」と規定されており、まんのう町におきましても、公告式条例を定めています。条例や規則の公布やその他公告が必要なものについて、本庁舎前掲示場に掲示しているところです。

さて、皆さん御存じのとおり、近年、国・地方を通じてデジタル社会の形成が進められる中、行政情報の提供においても、紙媒体中心から電子的な手段を活用した情報提供へと転換が求められています。

本町におきましても、町民が場所や時間の制約を受けずに公告内容を確認できるようにすることは、行政の透明性の向上及び住民サービスの向上の観点から重要でございます。

このため、本町の公告式について定める条例に現行の掲示場への掲示等に加え、町ホームページへの掲載を公告の方法として追加し、情報提供手段の多様化及び利便性の向上を図る必要があります。よって、公告式条例を改正しようとするものです。

よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務建設常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第3号 令和8年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第10、議案第3号 令和8年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号の令和8年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,051万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億2,151万6,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、6ページの第2表を御覧ください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について追加分を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関するものを御説明申し上げます。事項別明細11ページをお開きください。

第19款繰越金91万6,000円の増額は、前年度繰越金の増額でございます。

12ページをお開きください。

第21款町債は、第7目消防債において、消防車両機器整備事業債として緊防債が2,960万円の増額でございます。

以上が歳入の内容でございます。

続きまして、歳出の補正に関するものを御説明申し上げます。

13ページを御覧ください。

第1款議会費は57万8,000円の増額です。第1項第1目議会費において、令和8年3月議会で可決されました政務活動費が210万円の増額、費用弁償が152万2,000円の減額が補正内容でございます。

14ページをお開きください。

第9款消防費につきましては、第1項第1日常備消防費において、4月14日に仲多度南部消防琴南出張所で発生した救急車の車両火災に伴いまして、新規車両を整備する必要

が生じたことから、仲多度南部消防組合負担金として2,993万8,000円の増額をしております。なお、財源といたしましては、緊急防災・減災事業債を充当することとしております。

なお、15ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほど、よろしくお願いいたします。

以上、議案第3号 令和8年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務建設常任委員会に付託いたします。

日程第11 選挙第1号 まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○大西樹議長 日程第11、選挙第1号 まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙についての件を議題といたします。

この選挙は選挙管理委員及び同補充員の任期満了に伴い、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定により、選挙管理委員4名、同補充員4名を議会において選挙するものであります。任期は令和8年7月4日から令和12年7月3日までの4年間です。

これより、まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員に、住所、まんのう町吉野下、秀石修二。まんのう町大口、中矢実。まんのう町造田、田中淳。まんのう町佐文、青野進。

同補充員に、1 番、まんのう町追上、楠見司朗。2 番、まんのう町四條、仁木正樹。3 番、まんのう町宮田、杖池誠。4 番、まんのう町東高篠、久留嶋一之。

以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました選挙管理委員 4 名、同補充員 4 名を当選人と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました選挙管理委員に、秀石修二、中矢実、田中淳、青野進。

同補充員に、1 番、楠見司朗、2 番、仁木正樹、3 番、杖池誠、4 番、久留嶋一之。

以上の皆さんが当選されました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことにいたします。

以上で、まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回会議の再開は、6 月 2 日、午前 9 時 30 分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 10 時 59 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 6 月 1 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員